

感謝状を贈呈しました

2月21日に寄附や土地の貸与、保存樹等の所有など、市政へご協力をいただいた方々に感謝状を贈呈しました。

- ※五十音順
- ※鎌田忠詞 様
- ※(株)スモール・プラネット 様
- ※高田靖二 様
- ※都築貞夫 様
- ※(株)ノジマ代表執行役 野島廣司 様
- ※保谷千代子 様
- ※真野文恵 様
- ※本橋洋子 様
- ほか1人



▶秘書広報課 ☎042-460-9803

西東京市消防団が消防庁長官表彰旗 はじめ4賞を受賞

西東京市消防団(佐藤満雄団長・団員228人)は、長年の先輩諸兄の消防団活動と功績を引き継ぎ、地域に密着した防火・防災の担い手として活躍するなど、日頃の活動を認められ令和元年度消防功労者消防庁長官表彰において長官表彰旗をはじめ栄えある4つの賞を受賞しました。

令和元年度

- 総務省消防庁…「長官表彰旗」
…「消防団等地域活動表彰」
- (公財)日本消防協会…「優良消防団表彰」
- (一社)東京都消防協会…「優良消防団表彰」
- ▶危機管理課 ☎042-438-4010

固定資産税の減額

▶資産税課 ☎042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(住宅面積120㎡まで)

□減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡まで)

□減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)

●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)

と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(住宅面積120㎡まで)

□減額要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

都営住宅「随時募集」が始まりました

定期募集(年4回)および毎月募集で申し込みがなかった東京都の多摩地域にある都営住宅の一部を申込順で随時募集しています。

案内配布

時 随時(平日のみ)

場 田無庁舎 2階ロビー・保谷庁舎 1階総合案内・出張所

対 2人以上の家族の方

※都庁・都内の区市町村窓口・問でも配布

※詳細は問のHPからも閲覧可

申 電話で下記の専用ダイヤルへ

問 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター随時募集専用ダイヤル ☎03-5467-9266

▶住宅課 ☎042-438-4052

パブリックコメント

[検討結果]

寄せられた意見の概要や

市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文は、情報公開コーナー・市HPでご覧になれます。

事案名 西東京市子育て・子育てワイワイプラン(後期計画)素案
▶子育て支援課 ☎042-460-9841

【公表日】3月16日 【募集期間】1月15日~2月14日 【意見件数】8件(3人)

お寄せいただいた主な意見	検討結果
結婚する方、多出産される方がものすごく少ないので、市でも積極的に婚活の取組。出産への費用負担金も国からの42万だけでは到底足りない現実ですので、所得に応じて、または3人目からなど規定を設けて市から多少補助をしていただくか出産祝い金などの検討をお願いしたいです。	日本の少子化の進行はご指摘のとおりであり、国では子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しています。本市においても国・都の動向を踏まえ、児童手当の給付、子どもの医療費の減免等の施策を行っています。子育て支援に関する助成制度については、本市の財政状況や他行政サービスの実施状況を踏まえ、適正な実施に努めます。
子どもを中心とした計画にはなりますが、子どもを育てる保護者にもぜひ目を向けてほしいと考えています。当然最優先は子どもに対する施策ですが、子どもを育てる保護者への支援も強調いただくことで、結果として、より豊かな西東京市での子育てを実現できると考えます。具体的には、一時保育の拡充、障害児の保護者のみでなくレスパイトの活用、PTAの見直し、など、保護者目線での育児負担の軽減もぜひ取り組んでいただきたいです。	子育て・子育てワイワイプランの基本理念の一つに「すべての子どもと親への支援」があります。また、4つの基本理念を受けて基本方針を定めていますが、その中でも子育て家庭の支援として親支援を明確に記載しています。一時保育については、次期子ども・子育て支援事業計画の中で適切に需要を見込んでおり、提供体制の確保に努めていきます。また、24時間体制での予約システムの運用もはじめており、利用しやすい環境整備に努めています。レスパイト利用については、すでに育児疲れのリフレッシュなどでの理由で利用可能となっており、今後も継続していきます。

無料市民相談

一般市民相談

場所	日時
市民相談室 ☎・☎	(月)~(金) 午前8時30分~午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸口を探します。

□申込開始 3月18日(水)午前8時30分(★印は、3月4日から受付中)

□申込方法 希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話

※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

【4月以降の市民相談室について】

令和2年度より市民相談室が田無庁舎に統合されることに伴い、4月以降の相談をご予約される場合は、田無市民相談室へ直接または電話でお申し込みください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問 田無庁舎 2階市民相談室 ☎042-460-9805

保谷庁舎 1階市民相談室 ☎042-438-4000 ※3月分の保谷庁舎の予約のみ

内容	場所	日時
法律相談	☎	3月27日(金)、4月3日(金)・9日(休)午前9時~正午 4月1日(水)・7日(火)午後1時30分~4時30分
	☎	★4月7日(火) 午前9時~正午 ★3月26日(木) ※1枠1時間
人権・身の上相談	☎	4月2日(木) 午後1時30分~4時
	☎	★3月25日(水)
交通事故相談	☎	4月2日(木) 午後1時30分~4時
	☎	★3月25日(水)
税務相談	☎	4月2日(木) 午前9時~正午 4月8日(水)
	☎	4月9日(木) 午後1時30分~4時30分 4月24日(金) 午前9時~正午
不動産相談	☎	4月1日(水) 午前9時~正午 4月16日(木) 午後1時30分~4時30分
	☎	4月16日(木) 午後1時30分~4時30分
表示登記相談	☎	4月13日(月) 午後1時30分~4時30分
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	☎	5月13日(水) 午後1時30分~4時30分
行政相談	☎	★4月10日(金) 午後1時30分~4時30分
相続・遺言・成年後見等 手続相談	☎	